

## 消防学校の教育訓練の基準

平成十五年十一月十九日

消防庁告示第三号

改正 平成十八年九月七日消防庁告示第三十六号、  
平成二十六年三月二十八日消防庁告示第六号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条第四項〔現行＝第五十一条第四項〕の規定に基づき、消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防庁告示第一号）の全部を次のように改正する。

## 消防学校の教育訓練の基準

## （趣旨）

第一条 この基準は、消防学校が消防職員及び消防団員に対して行う教育訓練について、教育水準の確保に資するよう、これらに係る到達目標、標準的な教科目及び時間数その他必要な事項を定めるものとする。

2 消防学校の学校長(以下「学校長」という。)は、各教育訓練の種類又は種別ごとに、この基準に定める到達目標を達成するため、この基準に定める標準的な教科目及び時間数を勘案して、必要と認める教科目及び時間数を定めるものとする。

## （教育訓練の目的）

第二条 消防学校の教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを目的とする。

## （教育訓練の種類）

第三条 消防学校の教育訓練の種類は、消防職員に対するものにあつては初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とし、消防団員に対するものにあつては基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とする。

2 「初任教育」とは、新たに採用した消防職員の全てに対して行う基礎的教育訓練をいう。

3 「基礎教育」とは、任用後経験期間の短い消防団員に対して行う基礎的教育訓練をいう。

4 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団

員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいう。

- 5 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。この場合において「幹部」とは、消防職員にあつては主として消防司令補以上の階級にある者をいい、消防団員にあつては班長以上の階級にある者をいう。
- 6 「特別教育」とは、第二項から前項までに掲げる教育訓練以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

(消防職員に対する初任教育)

第四条 消防職員に対する初任教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。
  - 二 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。
  - 三 消防業務全般について概要を理解していること。
  - 四 住民からの一般的な質問に応答できること。
- 2 消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び時間数は、別表第一のとおりとする。

(消防職員に対する専科教育)

第五条 消防職員に対する専科教育は、警防科、特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科及び救助科の種別ごとに行うものとする。

2 消防職員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 警防科 次に掲げるもの

- イ 警防行政の現状及び課題を理解していること。
- ロ 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。
- ハ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。
- ニ 心身の健康管理に積極的に取り組めること。

二 特殊災害科 次に掲げるもの

- イ 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。
- ロ 特殊かつ異様な災害への対応を含め、災害の態様に応じた的確な消防活動要領を理解していること。
- ハ 災害現場において、隊員の安全管理を優先して、適切かつ効果的な消防戦術を指揮できること。

三 予防査察科 次に掲げるもの

- イ 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。
- ハ 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物に対して是正を指導できること。

四 危険物科 次に掲げるもの

- イ 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。
- ハ 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。

五 火災調査科 次に掲げるもの

- イ 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- ロ 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えていること。
- ハ 文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できること。

六 救急科 次に掲げるもの

- イ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有していること。
- ロ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断能力を備えていること。
- ハ 応急処置に必要な専門的技能を十分に発揮できること。
- ニ 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。

七 救助科 次に掲げるもの

- イ 厳しい条件の下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気及び強健な身体を有していること。
- ロ 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。
- ハ 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。

3 消防職員に対する専科教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別に応じ、別表第二のとおりとする。

4 前項の場合において、必要があるときは、二以上の科を合わせて行うことができるものとし、重複することとなる教科目については、これを省略するもの

とする。

(消防職員に対する幹部教育)

第六条 消防職員に対する幹部教育は、初級幹部科、中級幹部科及び上級幹部科の種別ごとに行うものとする。

2 消防職員に対する幹部教育の対象者は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 主として消防司令補の階級にある者（消防士長の階級にある者であって部隊又は係の長であるものを含む。）

二 中級幹部科 主として消防司令の階級にある者（消防司令補の階級にある者であって組織の管理を職務とするものを含む。）

三 上級幹部科 主として消防司令長以上の階級にある者

3 消防職員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

イ 初級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。

ロ 初級幹部として消防行政の動向を理解していること。

ハ 上司を補佐し、部下を指導できること。

ニ 事故及び障害の発生時に、迅速な初動対応ができること。

ホ 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命を行えること。

二 中級幹部科 次に掲げるもの

イ 中級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。

ロ 中級幹部として消防及び社会全般の動向を理解していること。

ハ 迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できること。

ニ 事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができること。

ホ 災害現場において、現場指揮者として、災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えること。

三 上級幹部科 上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できること。

4 消防職員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別に応じ、別表第三のとおりとする。

(消防職員に対する特別教育)

第七条 消防職員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(消防団員に対する基礎教育)

第八条 消防団員に対する基礎教育の対象者は、消防団員としての経験が概ね三年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことの無い者（団員の階級にある者に限る。）とする。

- 2 消防団員に対する基礎教育の到達目標は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解していること。
  - 二 災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。
- 3 消防団員に対する基礎教育の標準的な教科目及び時間数は、別表第四のとおりとする。

(消防団員に対する専科教育)

第九条 消防団員に対する専科教育は、警防科（消防団員として概ね三年以上の経験を有する者を対象とする。）及び機関科（消防団員として概ね一年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定の者を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

- 2 消防団員に対する専科教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 警防科 次に掲げるもの
    - イ 火災防ぎょ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。
    - ロ 災害現場において中核的な活動を遂行できること。
  - 二 機関科 次に掲げるもの
    - イ 道路交通関係法令及びポンプ工学に関する専門的知識を有していること。
    - ロ 消防自動車を迅速かつ的確に運行できること。

- 3 消防団員に対する専科教育の標準的な教科目及び時間数は、科の種別に応じ、別表第五のとおりとする。

(消防団員に対する幹部教育)

第一〇条 消防団員に対する幹部教育は、初級幹部科（班長の階級にある者を対象とする。）及び指揮幹部科（部長、副分団長又は分団長の階級にある者等を対象とする。）の種別ごとに行うものとする。

- 2 指揮幹部科の教育訓練は、現場指揮課程及び分団指揮課程の種別ごとに行うものとする。
- 3 消防団員に対する幹部教育の到達目標は、次の各号に掲げる科の種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 初級幹部科 次に掲げるもの

- イ 消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解していること。
- ロ 地域住民に対して防災指導を行えること。

二 指揮幹部科 次に掲げる課程の種別に応じてそれぞれ掲げるもの

イ 現場指揮課程 次に掲げるもの

- (1) 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。
- (2) 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

ロ 分団指揮課程 次に掲げるもの

- (1) 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。
- (2) 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。

4 消防団員に対する幹部教育の標準的な教科目及び時間数は、種別に応じ、別表第六のとおりとする。

(消防団員に対する特別教育)

第一条 消防団員に対する特別教育の到達目標並びに教科目及び時間数は、目的に応じて適宜編成するものとする。

(一単位時間及び一週間の時間数)

第一二条 教育訓練の一単位時間は、五十分を標準とする。

2 教育訓練の一週間の時間数は、三十五時間を標準として編成するものとする。

(常勤の消防団員に対する適用)

第一三条 常勤の消防団員は、この告示の適用については、消防職員とみなす。

(消防本部等との連携)

第一四条 消防学校は、教育訓練の実施に当たっては、消防職員及び消防団員が属する消防本部及び消防団と密接に連携し、教育効果の向上を図るものとする。

(消防団員に対する教育訓練の特例)

第一五条 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施することが困難であると認められるときは、消防学校の教員を教育訓練実施場所に派遣して、教育訓練を行わせることができる。

2 消防団員に対する教育訓練が一の期間でまとめて実施することが困難であると認められるときは、学校長は、必要に応じ、概ね三年の範囲内で定める期間

において、適宜分割してこれを行うことができる。

- 3 消防学校が消防団員に対して行う教育訓練は、必要に応じ、教科目を単位として修了を認定することができる。この場合において、学校長が定める教科目の全てについて、修了の認定を受けたときは、当該教育訓練の修了を認定するものとする。
- 4 消防団員に対する教育訓練が消防学校において十分実施することが困難であると認められる場合であって市町村が教育訓練の一部を分担できるときは、学校長は、市町村長と協議の上、当該市町村における教育訓練の受講をもって、消防学校における教科目の修了と認定することができる。

(消防団員に対する修了証等の交付)

第一六条 学校長は、指揮幹部科の課程の種別ごとに、当該各課程の修了を認定した者に対し、修了証を交付するものとする。

- 2 学校長は、指揮幹部科の修了を認定した者に対し、修了証を交付するとともに、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正前の消防学校の教育訓練の基準別表第二 4(3)に規定する救急Ⅱ課程は、当分の間、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条に定める講習の課程を修了した者及び同令第五十一条の二の規定により救急業務に関する講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定された者に対して行うことができる。

附 則〔平成二十六年三月二十八日消防庁告示第六号〕

- 1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正前の消防学校の教育訓練の基準第十条の規定に基づく中級幹部科を修了した者については、この告示による改正後の消防学校の教育訓練の基準第十条の規定に基づく分団指揮課程を修了したものとみなす。

※ 別表第四～第六（消防団員に対する教育）は省略

別表第一  
消防職員に対する初任教育の標準的な教科目及び時間数

種 目	教 科 目	時 間 数
基礎教育	倫理	5時間
	情操	4 "
	法制通論	15 "
	消防法	12 "
	消防制度	8 "
	サービスと勤務	28 "
	理化学	15 "
	小 計	87 "
実務教育	予防広報	20 "
	危険物	8 "
	消防用設備	12 "
	査察	24 "
	建築	10 "
	安全管理	12 "
	特殊災害と保安	10 "
	火災防ぎよ	30 "
	火災調査	15 "
	防災	22 "
	救急	50 "
	消防機械・ポンプ	10 "
	小 計	223 "
実科訓練	訓練礼式	50 "
	消防活動訓練	80 "
	救助訓練	40 "
	機器取扱訓練	50 "
	消防活動応用訓練	80 "
	体育	55 "
	小 計	355 "
その他	実務研修	35 "
	選択研修	50 "
	行事その他	50 "
	小 計	135 "
計		800 "



別表第二

消防職員に対する専科教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

1 警防科

教科目	時間数
講話	1時間
警防行政の現状と課題	3 "
防災	5 "
警防対策	13 "
消防戦術と安全管理	14 "
図上訓練	10 "
実技訓練	12 "
事例研究	6 "
健康管理	3 "
効果測定	2 "
行事その他	1 "
計	70 "

2 特殊災害科

教科目	時間数
講話	1時間
特殊災害の概論	2 "
危険性物質等に係る基礎知識及び関係法	15 "
特殊災害に対する消防活動要領	16 "
特殊災害における安全管理	5 "
図上訓練	7 "
効果測定	2 "
行事その他	1 "
計	49 "

### 3 予防査察科

教 科 目	時 間 数
講話	1時間
予防査察行政の現状と課題	2 //
消防同意	6 //
査察	24 //
危険物規制	7 //
違反処理	14 //
査察実習	7 //
事例研究	6 //
効果測定	2 //
行事その他	1 //
計	70 //

### 4 危険物科

教 科 目	時 間 数
講話	1時間
危険物行政の現状と課題	2 //
危険物化学	5 //
危険物規制	21 //
事例研究	4 //
効果測定	1 //
行事その他	1 //
計	35 //

## 5 火災調査科

教 科 目	時 間 数
講話	1時間
原因調査関係法規	6 "
原因調査	25 "
損害調査	6 "
鑑定	2 "
調査実習	7 "
調査書類	14 "
事例研究	6 "
効果測定	2 "
行事その他	1 "
計	70 "

## 6 救急科

教 科 目	時 間 数
救急業務及び救急医学の基礎	50時間
応急処置の総論	73 "
病態別応急処置	67 "
特殊病態別応急処置	25 "
実習及び行事	35 "
計	250 "

## 7 救助科

教 科 目	時 間 数
講話	1時間
安全管理	21 "
災害救助対策	21 "
救急	7 "
救助器具取扱訓練	21 "
救助訓練	30 "
総合訓練	30 "
体育	3 "
効果測定	5 "
行事その他	1 "
計	140 "

別表第三

消防職員に対する幹部教育の科の種別並びにその標準的な教科目及び時間数

1 初級幹部科

教科目	時間数
講話	4時間
訓練礼式	2 "
消防時事	10 "
消防財政	3 "
人事業務管理	12 "
安全管理	6 "
現場指揮	15 "
事例研究	15 "
行事その他	3 "
計	70 "

2 中級幹部科

教科目	時間数
講話	2時間
訓練礼式	1 "
消防時事	4 "
消防財政	2 "
人事業務管理	10 "
安全管理	4 "
現場指揮	8 "
事例研究	15 "
行事その他	3 "
計	49 "

3 上級幹部科

教科目	時間数
管理職の役割	2時間
業務管理	3 "
人事管理	3 "
危機管理	3 "
事例研究	8 "
行事その他	2 "
計	21 "

## 消防学校の施設、人員及び運営の基準

昭和四十六年四月十九日

消防庁告示第一号

改正 平成一〇年一二月消防庁告示第七号、一五年十一月一九日第四号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条第四項〔現行＝第五十一条第四項〕の規定に基づき、消防学校の施設、人員及び運営の基準を次のように定める。

### 消防学校の施設、人員及び運営の基準

〔目次〕

第一章 総則

第二章 施設及び設備

第三章 人員

第四章 運営

第一章 総則

（目的）

第一条 この基準は、消防学校の施設、人員及び運営について必要な事項を定め、消防学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

第二章 施設及び設備

（校地）

第二条 消防学校の校地は、教育にふさわしい環境をもち、かつ、教育上十分な効果をあげうる面積を有するものとする。

（校舎等）

第三条 消防学校は、別表第一を基準として、校舎等の施設を備えるものとする。

（教材及び教具）

第四条 消防学校は、別表第二を基準として、教材及び教具を備えるものとする。

（維持管理）

第五条 消防学校の施設及び設備は、常に整備され、かつ、的確に管理されていなければならない。

第三章 人員

（教職員）

第六条 消防学校には、学校長、副校長又は教頭、教員、事務職員及び舎監その他必要な職員を置くものとする。

(教員の資格及び数)

第七条 教員は、消防に関する相当の学識経験を有する者とし、その数は別表第三を基準とする。

(学生の数)

第八条 消防学校において、同時に授業を受ける一学級の学生数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があるときは、この数をこえることができる。

(合同授業)

第九条 教育実施上必要があるときは、二学級以上の学生を合わせて、授業を行なうことができる。

#### 第四章 運営

(実施計画)

第一〇条 学校長は、毎年度の末日までに、消防学校における翌年度の教育訓練実施計画を定めるものとする。

(教授細目)

第一一条 学校長は、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第二号）を勘案して、各科の各教科目ごとに、あらかじめその教授細目を定めるものとする。

(授業の方法)

第一二条 授業は、講義、実験、実習、演習若しくは実技のいずれかにより、又は、これらの併用により行なうものとする。

(教育技術の向上)

第一三条 教員は、常に担当教科目について研究し、これについて精通するとともに、教育技術の向上に努めなければならない。

(教育実施上の留意事項)

第一四条 学校長は、教育を実施する場合、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 学生の個別指導に意を用いること。
- 二 学生に対する情操のかん養に意を用いること。
- 三 学生に対する厚生、娯楽に意を用いること。
- 四 保健衛生の管理に意を用いること。

(寮生活)

第一五条 学生は、教育訓練期間中は、特別の事由がない限り、寮に宿泊するものとする。

(寮生活の指導)

第一六条 舎監は、学生の寮生活の管理指導にあたるものとする。

- 2 舎監を置かない学校にあつては、学校長は、教員のうちから宿日直者を指名し、学生の寮生活の管理指導にあたらせなければならない。

(紀律の保持)

第一七条 学校長は、学生に対する紀律の保持に努めなければならない。

(効果測定)

第一八条 学校長は、教育の終末又は期間中において教育訓練の効果を測定し、その実績を確認するとともに、次回の教育実施に備えて反省を加えなければならない。

(学生の卒業等)

第一九条 学校長は、所定の教科目を修了した者に対し、卒業又は修了の証明を行なうものとする。

(表彰)

第二〇条 学校長は、成績が特に優秀な者又は他の学生の模範となる者に対して表彰することができる。

(消防学校の運営に関する協議会等)

第二一条 学校長は、学校の円滑な運営に資するため、消防学校の運営に関する協議会等を設けることができる。

2 消防学校の運営に関する協議会等は、学識経験者、関係行政機関の職員等をもつて構成するものとする。

(学校内規)

第二二条 学校長は、学校教育の運営上必要な事項については内規を定めることができる。

附 則 [平成一〇年一二月二一日消防庁告示第七号]

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 [平成一五年一一月一九日消防庁告示第四号]

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

区分		名称
教育訓練施設	教室	普通教室、大教室、各種実験室、視聴覚教室
	講堂	講堂
	資料室	図書室、展示室
	消防訓練場	訓練場、訓練塔、放水訓練用施設、水難救助訓練用施設、消火訓練施設、屋内訓練場
	体力錬成施設	体力錬成施設
管理施設		校長室、職員室、講師控室、宿直室、医務室、会議室
宿泊施設	学生寮	寄宿自習室、娯楽室、洗面・洗濯室、浴場
	食堂等	食堂、調理室、調理職員控室
その他		車庫、洗浄乾燥施設、その他地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

本表…全部改正〔平成一〇年一二月消告七号〕



別表第二(第四条関係)

区分	品名
理化学教育教材及び教具	引火点測定器、石油燃焼実験装置、化学実験機器、分子構造模型、消火実験装置、温度測定器、電気測定器具、分析装置、化学実験装置、物理実験装置等
予防、査察教育教材及び教具	消防用設備、消防用設備検査器具、消火器及びカット模型、危険物施設カット模型、危険物施設検査器具、査察関係測定器、建物構造断面模型、防火建材、防火戸、電気回路模型、屋内配線模型、電気設備機器、RI測定器、調査用器具等
警防教育教材及び教具	発泡装置、発煙装置、空気呼吸器、救助用資器材、車載無線機、携帯無線機、安全管理機器等
防災教育教材及び教具	気象関係機器、水防工法模型、水防工作用資器材、舟艇等救助資器材等
救急教育教材及び教具	人体模型、人工呼吸用器材、応急処置用資器材、担架、包帯訓練用模型、救急医療器具等
機械教育教材及び教具	自動車構造機能装置、ポンプ装置、運転訓練用自動車、整備実習用自動車、自動車整備用器具、水力実験測定装置等
実科訓練教材及び教具	消防ポンプ自動車、放水器具、特殊消防自動車、ロープ類、保安帽、照明器具、破壊器具、救助用人形、防火被服等個人装備、火点確認装置等
体育訓練教材及び教具	機械体操器材、球技用器材、陸上競技用器材、サーキットトレーニング器材、柔剣道器材、体位・体力・体調測定器材等
視聴覚教育教材及び教具	オーバーヘッドプロジェクター、スライドプロジェクター、写真設備、ビデオ装置、拡声装置、OA機器、図書等
その他	地域の実情に応じた教育訓練を行うために必要なもの

本表…全部改正〔平成一〇年一二月消告七号〕

別表第三(第七条関係)

学生数	教員数
六十人未満	五人以上
六十人以上八十人未満	七人以上
八十人以上百人未満	九人以上
百人以上百二十人未満	十一人以上
百二十人以上百六十人未満	十三人以上
百六十人以上二百人未満	十五人以上
二百人以上二百四十人未満	十七人以上
二百四十人以上	十七人に二百四十人をこえる学生数四十人ごとに二人を加えた数以上

備考 学生数は、年間平均在籍数を示す。

本表…一部改正〔平成一〇年一二月消告七号〕

別表第 4～第 6（消防団員に対する教育）は省略

別表第 1

消防職員に対する初任教育

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
倫理	現代社会と消防	消防の本質と消防職員の任務	5
	地域社会と消防	自治体消防の沿革と基本	
	消防職員の使命	消防の社会的使命と責任 公務員倫理	
情操	講話	社会講話、業務講話	4
法制通論	消防行政と法	法治主義の原則	15
		法の統一的運用と解釈	
	法の分類	法の存在形式	
		成分法の形式的分類と実質的分類	
	法の効力と適用	法の効力範囲	
		法の適用と解釈	
	法律関係	法律関係	
		権利の種類と行使	
		義務の種類と履行	
	行政法	行政法の体系	
行政行為			
事前手続（行政手続法の意義と概要）			
行政強制と行政罰			
国家補償制度と行政救済			
法の体系	消防関係法令の体系		
効果測定			
消防法	消防法の目的	目的と用語の定義	12
	主要規定の概要	火災の予防に関する規定	
		危険物に関する規定	
		消防の設備等に関する規定	
		火災の警戒に関する規定	
		消火の活動に関する規定	
		火災の調査に関する規定	
		救急業務に関する規定	
		雑則及び罰則	
効果測定			
消防制度	地方自治制度	地方自治の意義と法体系	8
		地方公共団体の種類と事務	
		自治立法権と条例・規則	
	自治体消防制度	自治体消防制度の沿革	
		消防の任務と法体系	
	消防の組織	国、都道府県及び市町村の消防組織	
		市町村の消防責任	
		消防に関する国、都道府県及び市町村の関係	
		消防財政の仕組み	
		消防機関と他の機関との関係	
効果測定			
服務と勤務	地方公務員制度	地方公務員制度の基本理念	28
		地方公務員の種類と任用・離職	
		地方公務員の義務と責任	
		地方公務員の権利	
	消防実務	消防の組織	
		勤務形態と業務内容	
消防職員の勤務条件	給与制度、勤務時間、休日及び休暇等		

		公務災害補償制度	
		安全衛生	
		消防職員委員会制度	
	文書実務	文書の機能・種類・決裁・管理等	
		公文書作成要領	
		OA操作	
	情報公開と個人情報保護	行政情報に対する基本的考え方	
		情報公開制度	
		個人情報保護制度	
	接遇	接遇の基礎知識	
		電話や来訪者への対応	
	事故防止	交通安全、社会生活上の問題に係る対応	
	人権啓発	差別の実態と歴史	
		差別解消運動の取り組み	
		最近の人権問題	
	消防英語	消防英語の基礎	
	効果測定		
理化学	物理	力の性質と運動	15
		固体の性質	
		液体と気体の性質	
		物体の熱的性質	
	化学	物質の構造	
		化学の一般法則	
		化学変化	
		化学式と反応熱	
	電気	電気の基礎知識	
		送配電	
		屋内配線	
	燃焼と消火	燃焼の基礎知識	
		建物火災の燃焼現象	
		消火理論と消火剤	
	効果測定		
予防広報	防火管理の意義	防火管理の重要性	20
	防火管理制度	防火管理制度の概要	
		防火管理対象物と管理権原者	
		防火管理者の資格と責務及び権限	
		消防計画	
	共同防火管理制度	共同防火管理制度の概要	
		共同防火管理対象物	
		共同防火管理の協議事項	
	消防広報	消防広報の概念	
		広報活動と広聴活動	
		災害現場広報	
		消防広報と人権	
	自主防災	自主防災組織の意義と活動	
		防災指導実施要領	
	効果測定		
危険物	消防法上の危険物	危険物の範囲	8
		危険物の特性	
		各類危険物の概要	
		指定数量	
	危険物施設の規制	危険物規制の概要	
		設置・変更の許可	

		保守管理と保安制度	
	指定可燃物等	指定可燃物 消防活動阻害物質 少量危険物	
	効果測定		
消防用設備	消防用設備等の規制概要	消防用設備等の種類	12
		設置を要する防火対象物	
		設置単位の原則	
	主要な消防用設備等の基準概要	消火設備	
		警報設備	
		避難設備	
消防用設備等の着工届及び検査等	消防用水		
	消火活動上必要な施設		
	消防用機械器具等の検定制度		
	消防設備士		
効果測定	着工届		
	設置の届出及び検査		
	定期点検報告制度		
査察	総則	査察の概念と法的根拠	24
		査察執行上の留意事項	
	査察要領	業態別防火対象物の査察上の特異性	
		政令対象物の基本的な査察着眼点	
		危険物施設の基本的な査察着眼点	
		火気規制	
	違反処理	立入検査マニュアル	
		査察結果の通知と改善指導	
定期点検報告制度	違反処理の概要		
	違反処理マニュアル		
査察実習	制度の概要		
効果測定	模擬査察		
建築	総則	建築物の定義	10
		建築構造	
	建築法令	建築構造の分類	
		一般構造	
		建築基準法の体系と構成	
	建築規制	法令用語	
		確認申請と消防同意	
		構造制限と防火区画	
		防災規制	
	消防活動上の規制	避難施設	
排煙設備			
非常用照明装置			
建築図書	非常用進入口、非常用エレベータ		
	中央管理室、防災センター		
効果測定	建築図書の見方		
安全管理	安全管理の概要	安全管理の意義	12
		安全性欠如の要因	
		安全管理対策	
		安全教育	
	業務活動別の安全管理	警防活動	
		救助活動	

		救急活動	
		警防訓練	
		予防業務	
		日常業務	
	精神衛生	メンタルヘルス	
		惨事ストレス	
	効果測定		
特殊災害と保安	特殊災害の概説	特殊災害の意義	10
		特殊災害に対する消防活動のあり方	
	特殊災害に対する装備・資器材		
	特殊災害の特性		
	特殊災害の基礎知識と活動要領	危険物・化学災害	
		ガス（都市ガス、LPガス）災害	
		電気災害	
		放射性物質災害	
		毒劇物災害	
		火薬類災害	
		テロ災害	
		特殊な施設等（タンクローリー、トンネル等）	
	効果測定		
火災防ぎょ	火災	火災の意義・用語と分類	30
		燃焼と煙及び延焼	
	火災防ぎょの概要	消火の原則	
		消防力の構成	
		火災防ぎょ行動の基本と消防戦術	
		警防計画	
		装備の活用	
	火災防ぎょ行動	出動準備	
		火災の覚知と出動	
		現場到着と水利部署	
状況把握と情報収集			
ホース延長、筒先配備及び注水要領			
	破壊要領と内部進入等		
	人命救助		
	水損防止、飛火警戒、残火処理等		
建物火災防ぎょ	建物構造別の火災		
	建物態様別の火災		
	地域態様別の火災		
	異常気象時の火災		
建物以外の火災防ぎょ	車両火災		
	林野火災		
	船舶火災		
	航空機火災		
	その他の火災		
	効果測定		
火災調査	火災原因調査	火災調査の目的、責任及び権限	15
		火災の定義	
		火災原因調査の項目と手順	
		火災出動時の調査	
		現場保存と現場調査の進め方	
		火災現場における着眼点	
		火災による死者	
		主な発火源別鑑識要領	

		立証のための調査	
	火災損害調査	火災損害調査の範囲 火災件数と火災種別の考え方 損害の種別・棟数・階数・構造の考え方 焼損程度とり災程度 火災による死傷者 火災損害調査の方法	
	火災調査書類	各種様式	
	効果測定		
防災	災害対策	災害対策基本法の概要	22
		防災組織と責任	
		防災計画	
	気象と災害	気象に関する基礎知識	
		気象注意報と気象警報	
		水災（高潮災害、洪水災害）	
		台風	
	水災防ぎょ	土砂災害（斜面崩壊、地すべり、土石流）	
		水防責任	
	地震対策	水防時の出勤と水防工法	
		地震に関する基礎知識	
		地震に伴う災害	
地震対策の体系			
効果測定	消防機関が実施する震災対策		
	地震時の活動要領		
救急	概要	救急業務の沿革、意義及び体制	50
		救急隊員の責務	
		救急医療体制	
	人体知識	身体各部の名称	
		骨格系	
		循環器系	
		呼吸器系	
		消化器系	
		神経系	
	応急処置法	観察、気道確保及び心肺蘇生法	
		止血法	
		被覆と包帯	
		副子固定	
		体位管理	
		保温	
傷病別応急処置	搬送法		
	外傷（出血、ショック、創傷、頸部・脊椎・四肢外傷）の応急処置		
	特殊傷病（熱傷、日射病、溺水、気道等の異物）の応急処置		
救急実務及び関係法令	疾病（心発作、意識障害、呼吸困難、腹痛）の応急処置		
	救急現場での活動要領と注意事項		
	応急手当普及啓発		
効果測定	応急手当指導要領		
消防機械・ポンプ	消防用自動車等	緊急自動車の定義と要件	10
		消防用自動車等の分類と用途	
	消防通信	有線通信施設	

		無線通信施設と取扱い運用		
	消防ポンプ	遠心ポンプの原理と分類 真空ポンプ ポンプに生じる諸現象		
	水力学	圧力の基礎知識 吸水、送水及び放水知識		
	ポンプ運用	吸水及び送水要領 放水体形 安全管理		
	効果測定			
訓練礼式	訓練礼式の概要	目的、主眼、実施上の注意事項 用語の意義	50	
	各個訓練	停止間の動作 行進間の動作		
	通常点検	通常点検実施要領		
	敬礼動作	各個の敬礼 部隊の敬礼		
	辞令等の受領	屋内における受領要領 屋外における受領要領		
	小隊訓練	隊形編成と整頓 右（左）向き及び後ろ向き 行進 方向変換 隊形変換		
	申告等	申告・報告の要領		
	効果測定			
消防活動訓練	訓練の概要	訓練の目的と安全管理	80	
	ポンプ自動車	車両の概要、乗車及び下車 ホースカーの操作要領 吸管の延長と収納要領		
	放水訓練	水利部署と吸水要領 ホース延長要領 筒先配備と放水要領 内部進入 撤収要領 消防用設備等の活用		
	検索及び救出訓練	検索の基本 検索要領 救出及び搬送要領		
	警戒区域設定	火災警戒区域と消防警戒区域		
	現場広報訓練	現場広報要領		
	水防訓練	水防工法		
	効果測定			
救助訓練	概要	救助の意義 救助活動 安全管理	40	
	ロープ取扱技術	ロープ取扱いの基礎知識 ロープ及び付属用具の性能・取扱い ロープの巻き方と携行 結索要領（基本、器具、身体） 懸垂線及びロープブリッジ設定		
	救助操法	降下操法（座席、身体） 登はん操法（ロープ、フットロック）		



		渡過操法(セーラー、モンキー、チロリアン) 確保操法	
	効果測定		
機器取扱訓練	消防機器の概要	消防機器の用途と目的	50
	各種資器材の諸元・性能・取扱要領・保守管理要領等	個人用装備	
		消防器具(吸水器具、放水器具)	
		はしご(かぎ付き、三連、折りたたみ)	
		とび口	
		空気呼吸器	
		可燃性ガス測定器	
		投光器一式	
		エンジンカッター	
		空気鋸	
		可搬ウインチ	
		空気式救助マット	
		防水シート	
その他消防自動車積載資器材			
効果測定			
消防活動応用訓練	消火活動訓練	情報収集要領	80
		ホース延長要領	
		筒先配備要領	
		内部進入要領	
		注水要領	
		水損防止要領	
		現場広報要領	
	救助活動訓練	かかえ救助要領	
		応急はしご救助要領	
		はしご水平救助(二)の要領	
		濃煙内救助の要領	
	火災総合訓練(想定訓練)	木造・防火造建物火災	
		耐火造建物火災	
		高層建物火災	
		林野火災	
		車両火災	
		その他	
	救急救助総合訓練(想定訓練)	地震による建物倒壊からの救出	
		土砂災害による埋没からの救出	
交通事故による脱出不能・挟まれ・下敷き			
集団救急事故			
その他			
体育	健康と体力	健康と体力の定義 運動の効果	55
	消防職員の体力づくり	消防職員に求められる体力	
		体力測定の方法	
		運動処方方の要点	
		食事と体力づくり	
		消防職員の体調管理	
	運動の生理	人の身体と機能 運動を支える機能	
	トレーニング計画の立て方	トレーニングの原理	
		トレーニング法の理論	
		トレーニングの構成	
トレーニング要領と実践	トレーニング実践上の留意事項		

		準備・整理運動要領と実践	
		筋力トレーニング要領と実践	
		持久力トレーニング要領と実践	
		調整力トレーニング要領と実践	
		柔軟性トレーニング要領と実践	
	障害の予防、疲労回復等	スポーツマッサージ	
		アイシング	
		テーピング	
	効果測定		
実務研修	消防署勤務実習	当直勤務（2回）	35
		毎日勤務（1回）	
選択研修	社会教育	人権問題、時事問題等	50
	資格取得教育	消防設備士乙種第6類等	
	地域災害教育	コミュニティ問題等	
	補修教育	基礎教育、実務教育等	
	その他	その他	
行事その他	入校式		50
	卒業式（準備を含む）		
	実科査閲		
	健康診断		
	体力測定		
	施設見学		
	その他の行事等		

## 消防職員に対する専科教育

## 1 警防科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
警防行政の現状と課題		災害の発生状況と傾向	3
		警防行政の現状と課題	
		消防関係法令の改正内容	
防災	関係法令等	災害対策基本法の概要	5
		水防法の概要	
		武力攻撃事態における国民保護に係る消防の役割	
		防災に係る主要通知の内容	
警防対策	各種災害対策	近年の震災と地震対策の概要	13
		近年の水害と水防対策の概要	
		林野火災対策の概要	
		放射性物質災害対策の概要	
		生物剤・化学物質災害対策の概要	
	緊急消防援助隊	制度の概要と部隊運用の考え方	
消防戦術と安全管理	災害現場の指揮	情報収集要領	14
		指揮命令伝達要領	
		災害現場広報要領	
	現場指揮要領と安全管理	建物火災	
		林野火災	
		その他の火災	
		放射性物質災害	
		生物剤・化学物質災害	
		多数傷病者発生事故	
図上訓練	図上訓練の企画立案	図上訓練の目的と実施要領	10
		図上訓練	
		検証	
実技訓練	実技訓練の企画立案	実技訓練の目的と実施要領	12
		実技訓練	
		検証	
事例研究	実務研究課題討議	消防戦術事例	6
		特異災害事例	
		安全管理事例	
		警防行政事例	
		訴訟事例	
健康管理	消防職員の体力づくり	消防職員に必要な体力と食事を通じた体力づくり	3
		体力管理	
		精神衛生	
効果測定			2
行事その他		入校式、修了式等	1

## 2 特殊災害科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
特殊災害の概論		特殊災害の意義と特性	2
		特殊災害に対する消防活動の考え方	
危険性物質等に係る基礎知識及び関係法令	危険性物質等の基礎知識	危険物	15
		高圧ガス	
		放射性物質	
		毒・劇物	
		火薬類	
		生物剤・化学剤	
		化学物質安全性データシートとイエローカード	
		テロ災害の特性	
	関係法令	消防法	
		高圧ガス保安法	
		火薬類取締法	
		石油コンビナート等災害防止法	
		原子力災害関係法令	
		放射性物質等の規制関係法令	
特殊な空間・環境における活動要領	感染症関係法令		
	生物剤・化学剤規制関係法令		
特殊災害に対する消防活動要領	危険性物質災害における活動要領	危険物災害	16
		高圧ガス災害	
		放射性物質災害	
		毒・劇物に係る災害	
		生物剤・化学剤に係る災害	
	特殊な空間・環境における活動要領	圧気工事現場	
酸素欠乏現場			
特殊災害における安全管理	危険性物質災害における安全管理	危険物災害	5
		高圧ガス災害	
		放射性物質災害	
		毒・劇物に係る災害	
		生物剤・化学剤に係る災害	
	特殊な空間・環境における安全管理	圧気工事現場	
		酸素欠乏現場	
テロ災害における安全管理			
	図上訓練の企画立案	図上訓練の目的と実施要領	7
		図上訓練	
検証			
効果測定			2
行事その他		入校式、修了式等	1

### 3 予防査察科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
予防査察行政の現状と課題		予防査察行政の現状と課題	2
		消防関係法令の改正内容	
消防同意	消防同意の概要	建築行政と消防行政との関係	6
		消防同意制度	
		防火に関する建築規制	
		消防同意の要領と留意事項	
査察	査察要領	防火対象物の用途別の危険性	24
		建築物の構造規制と査察着眼点	
		防火管理制度の概要と査察着眼点	
		消防用設備等の構造機能と査察着眼点	
		火気使用設備・器具の査察着眼点	
		電気設備の査察着眼点	
		少量危険物施設の査察着眼点	
		指定可燃物施設の査察着眼点	
火気規制			
危険物規制	製造所等に対する規制と査察要領	製造所等の保安管理に関する査察着眼点	7
		製造所等の位置・構造・設備に関する査察着眼点	
		製造所等の貯蔵・取扱いに関する査察着眼点	
		危険物施設ごとの査察着眼点	
違反処理	違反処理の概要	違反処理の意義、必要性及び行政指導	14
		違反処理の手続	
	違反処理要領	警告	
		命令	
		許可の取消し等	
		告発	
危険物取扱者及び消防設備士に対する行政措置	代執行		
	違反処理の際の基本的留意事項		
不服審査手続	違反処理マニュアル		
	危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準		
消防設備士免状の返納命令に関する運用基準			
査察実習		防火対象物の査察	7
		危険物施設の査察	
		建築・設備図書の見方	
事例研究	実務研究課題討議	違反処理事例	6
		査察事例	
		消防用設備設置指導事例	
		災害事例	
効果測定			2
行事その他		入校式、修了式等	1

#### 4 危険物科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
危険物行政の現状と課題		危険物行政の現状と課題	2
		消防関係法令の改正内容	
危険物化学	各危険物の概要	総論	5
		第1類危険物	
		第2類危険物	
		第3類危険物	
		第4類危険物	
第5類危険物			
第6類危険物			
	指定可燃物の貯蔵・取扱い		
	消防活動阻害物質の貯蔵・取扱い		
危険物規制	危険物施設の規制	危険物規制の概要	21
		危険物施設の設置・変更	
		危険物施設の保守管理と保安制度	
		危険物事業所の保安制度	
	危険物施設の位置・構造・設備の基準	通則	
		危険物施設ごとの基準	
	危険物の貯蔵・取扱い・運搬・移送の基準	通則	
	貯蔵・取扱い・運搬・移送の基準		
許認可事務	許認可の手続		
	書類の審査		
	設備図書の見方		
違反処理	危険物施設に対する措置命令		
事例研究	実務研究課題討議	危険物規制実務事例	4
		違反処理事例	
		災害事例	
効果測定			1
行事その他		入校式、修了式等	1

## 5 火災調査科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
原因調査関係法規	消防法関係	原因調査の責任と権限	6
		放失火捜査と原因調査	
		消防及び警察の協力	
	原因調査に係る関係法規等	製造物責任法	
		情報公開	
訟務対応			
原因調査	原因調査の内容	原因調査の項目	25
	原因調査の進め方	原因調査の手段	
		燃焼理論と火災の特性	
		現場調査の進め方	
	原因調査の要領	焼けの強弱と方向性の観察	
		電気火災の原因調査要領	
		燃焼機器の原因調査要領	
		車両火災の原因調査要領	
		化学火災の原因調査要領	
		微小火源火災の原因調査要領	
		放火火災の原因調査要領	
	延焼拡大要因の調査要領		
	死傷者発生時の現場調査要領		
損害調査	損害調査の内容	損害の種別と損害調査項目	6
		焼損程度とり災程度	
		火災による死傷者	
	損害調査の進め方	現場調査の進め方	
		損害額の評価と算出	
鑑定		鑑定の概念	2
		鑑定の実施要領	
調査実習		模擬火災調査	7
調査書類		調査書類の作成要領	14
事例研究	実務研究課題討議	特異火災事例	6
		調査書類作成事例	
		訴訟事例	
効果測定			2
行事その他		入校式、修了式等	1

6 救急科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
救急業務及び救急医学の基礎	救急業務の総論及び医学概論	救急業務の沿革及び意義、救急隊員の責務等、医学概論	50
	解剖・生理	総論及び身体各部の名称、皮膚系、筋骨格系、呼吸系、循環系、泌尿系、消化系、神経系、感覚系、内分泌系、生殖系、その他の系	
	社会保障・社会福祉	社会保障の概念、社会保障及び社会福祉の関係法規、社会福祉体制、医療保険	
	救急実務及び関係法規	死亡事故の取扱い、救急活動の通信システム及びその運用、救急活動の基礎的事項、救急活動の記録、救急業務の関係機関、救急業務の関係法規	
応急処置の総論	観察	総論、バイタルサインの把握、全身・局所所見の把握、傷害の受傷機転、既往症等の聴取	73
	検査	一般検査、生理学的検査、検査機器の原理と構造、保守管理	
	応急処置総論	心肺蘇生、止血、被覆、固定、保温、体位管理、搬送	
	応急処置各論	気道確保、異物除去、人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ(人工呼吸との併用を含む。)、酸素吸入、直接圧迫及び間接圧迫による止血、被覆、副子固定、在宅療法継続中の傷病者搬送時における処置の維持、保温、体位管理、各種搬送、救出、車内看護	
	救急医療・災害医療	救急医療体制、プレホスピタル・ケアを担当する医療関係者、多数傷病者発生事故の対応、トリアージ	
病態別応急処置	心肺停止	原因、病態生理、病態の把握、応急処置、病態の評価	67
	ショック・循環不全	〃	
	意識障害	〃	
	出血	〃	
	一般外傷	〃	
	頭部、頸椎(頸髄)損傷	〃	
	熱傷・電撃傷	〃	
	中毒	〃	
	溺水	〃	
異物(気道・消化管)	〃		
特殊病態別応急処置	小児、新生児	小児及び新生児の基礎的事項、症状からみた小児救急疾患の重症度判定、小児の事故、心肺蘇生法	25
	高齢者	高齢者の基礎的事項、ショック、体温、意識障害、頭痛、胸痛、呼吸困難、その他の疾患	
	産婦人科、周産期	産婦人科及び周産期の基礎的事項、救急と関連する産婦人科疾患、分娩の介助、分娩直後の新生児の管理	
	精神障害	精神科救急の基礎的事項、精神科救急への対応、病態の評価、精神科の治療等	
	その他の創傷の処置等	切断四肢の取扱い、多発外傷、鼻出血、眼損傷、口腔損傷、日(熱)射病、寒冷損傷、爆傷、酸欠、潜函病、急性放射線障害、動物による咬傷・刺傷	
実習及び行事		救急用資器材の操作法・保管管理・消毒、シミュレーション実習、医療機関及び現場における実地研修、入校式・修了式その他の行事	35



7 救助科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		職責と心構え	1
安全管理	概要	安全管理に係る関係法令	21
		災害関係機関との連絡・連携方法	
	救助活動における安全管理	救助活動における安全管理の要点	
		火災時における救助隊の役割と安全管理の要点	
	救助訓練における安全管理	各種救助訓練における安全管理の要点	
	危険予知訓練	訓練施設・設備の安全管理	
		火災及び救助活動時の二次災害の予知	
災害救助対策	概要	救助業務関係法令	21
		救助隊の任務、編成及び装備	
	国際消防救助隊の任務と編成		
	救助対策と活動事例	各種災害種別ごとの救助対策と活動事例	
救急	外傷処置	観察方法、固定要領、搬送方法	7
	多数傷病者発生時の処置	多数傷病者発生時の対応要領	
救助器具取扱訓練	主要な救助器具の取扱い	一般救助用器具	21
		重量物排除器具	
		切断用器具	
		破壊用器具	
		検知・測定用器具	
		呼吸保護用器具	
		除染用器具	
		隊員保護用器具	
		水難救助用器具	
		山岳救助用器具	
		検索用器具	
		高度救助器具	
		その他の救助用器具	
救助訓練	高所からの救助	はしご利用による救助	30
		地物利用による救助	
	低所からの救助	はしご利用による救助	
		立て坑救助	
		横坑救助	
	火災時における救助	濃煙検索、注水及び進入要領(建物構造別)	
	交通事故における救助	衝突・下敷き・横転事故の救助	
	地震時における救助	座屈建物・倒壊建物からの救助	
	その他事故における救助	機械、建物(エレベーター、ゴンドラ等)からの救助	
救急救助	救助事故現場における救急隊との連携訓練		
航空救助	航空隊との連携訓練		
総合訓練	想定訓練	高所救助訓練	30
		低所救助訓練	
		火災対応訓練	
		多数傷者発生事故救助訓練	
		特殊災害対応訓練	
		震災時対応訓練	
体育	体育理論	トレーニング理論	3
		障害の予防、疲労回復等	
効果測定	学科考査		5
	実技考査		
行事その他		入校式、修了式等	1

## 消防職員に対する幹部教育

## 1 初級幹部科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		公務員倫理と消防職員の倫理 初級幹部としての職責と心構え	4
訓練礼式	点検	通常点検の実施要領	2
	礼式	物品授受の指導要領	
消防時事	消防行政の現状と課題	予防行政の現状と課題	10
		警防行政の現状と課題	
		救急行政の現状と課題	
	消防法令	消防関係法令の改正内容	
消防財政	国と地方の関係	財政における国と地方の関係	3
	財政の仕組み	地方財政と消防財政の仕組み	
	消防財政	消防財政の現状と課題	
人事業務管理	組織と監督	組織の活用と監督すべき事項	12
		組織と人間関係(上司・同僚・部下との関係)	
	議会	議会の権能と運営	
	事故防止	事故防止指導及び事故発生時の初動対応	
	人権	同和問題	
		男女共同参画	
		セクシャルハラスメント	
	情報公開と個人情報保護	情報公開制度	
		個人情報保護制度	
健康管理指導等	健康管理指導の要点		
	体力管理指導の要点		
	メンタルヘルスと惨事ストレス		
安全管理	公務災害	公務災害の発生状況と傾向	6
	安全対策	組織における安全管理体制	
		災害現場における安全管理体制	
		災害現場等における事故発生時の措置要領 再発防止の取組み	
現場指揮	災害現場の指揮	現場指揮者の心構えと任務	15
		現場指揮本部の重要性と効果	
	現場指揮要領	火災防ぎょ指揮要領と留意点 水災・救助・救急等の指揮要領と留意点	
事例研究	実務研究課題討議	人事管理事例	15
		安全管理事例	
		特異災害事例	
		苦情事例	
		訴訟事例	
行事その他		入校式、修了式等	3

## 2 中級幹部科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
講話		中級幹部としての職責と心構え	2
訓練礼式	点検	通常点検の実施要領・指導要領	1
消防時事	消防行政	消防行政の現状と課題	4
	消防法令	消防関係法令の改正内容	
消防財政	国と地方の関係	財政における国と地方の関係	2
	財政の仕組み	地方財政と消防財政の仕組み	
人事業務管理	組織と監督	組織の活用と監督の概念	10
	監督技術	業務管理と人間管理	
		組織と人間関係(上司・同僚・部下との関係)	
		勤務評定の意義・方法と評定結果の活用	
	事故防止	事故防止指導及び事故発生時の初動対応	
	人権	人権施策と最近の問題事象	
		同和問題の歴史	
情報公開と個人情報保護	情報公開制度 個人情報保護制度		
健康管理指導等	健康管理と体力管理指導の要点 メンタルヘルスと惨事ストレス		
安全管理	公務災害	公務災害の発生状況と傾向	4
	安全対策	組織における安全管理体制	
		災害現場における安全管理体制	
		災害現場等における事故発生時の措置要領 再発防止の取組み	
現場指揮	災害現場の指揮	現場指揮者の心構えと任務	8
		現場指揮本部の重要性と効果 災害現場広報要領	
	現場指揮要領と安全管理	火災防ぎょ指揮要領と留意点	
事例研究	実務研究課題討議	人事管理事例	15
		安全管理事例	
		特異災害事例	
		苦情事例	
		訴訟事例	
行事その他		入校式、修了式等	3

### 3 上級幹部科

教科目	分類指標	主眼とすべき教育内容	時間数
管理職の役割		上級幹部としての職責と心構え	2
業務管理	地方自治	地方自治の現状と課題	3
	消防行財政	消防行財政の現状と重点施策	
	情報政策	情報公開と個人情報保護	
人事管理	人事管理	人事管理と能力開発方策	3
		心身の健康管理	
	人権	人権施策	
危機管理		危機管理論	3
		情報分析とコミュニケーション	
		広域部隊運用と武力攻撃事態における国民保護	
事例研究	実務研究課題討議	人事管理事例	8
		安全管理事例	
		特異災害事例	
		報道対応事例	
		苦情事例	
		訴訟事例	
行事その他		入校式、修了式等	2